

営業秘密保護・活用に関する 最近の動き

令和 4 年 6 月
経 済 産 業 省





営業秘密保護・活用に関する最近の動き ～年表～

最近の取組

平成27年	1月	「営業秘密管理指針」の全部改訂
	2月	INPIT「営業秘密110番」の設置
平成28年	1月	「改正不正競争防止法（平成27年改正）」の施行 全国47都道府県警察において「営業秘密保護対策官」を指定
	2月	「秘密情報の保護ハンドブック」の公表
	6月	「改正関税法（営業秘密侵害品の税関での水際差止を行う輸出入禁制品への追加）」の施行
	7月	営業秘密官民フォーラムメールマガジン「営業秘密のツボ」の配信開始
12月		「秘密情報の保護ハンドブックのてびき」の公表
平成29年	3月	IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査」報告書の公表
	7月	INPIT近畿統括本部（INPIT-KANSAI）の設置
平成30年	5月	不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・公布
11月		不正競争防止法施行令（営業秘密の推定規定）の施行 平成30年改正（技術的制限手段に係る改正事項）の施行
平成31年	1月	「営業秘密管理指針」の改定、「限定提供データに関する指針」の策定
令和元年	4月	海外における営業秘密漏えい対策支援事業の開始
	7月	平成30年改正（限定提供データ等に係る改正事項）の施行
令和2年	4月	「中国における営業秘密管理マニュアル」の公表
	5月	「テレワーク時における秘密情報管理のポイント」の公表
	6月	「渉外事案の適用関係の概要と民事訴訟における考えられる主張ポイント集」の公表
令和3年	3月	IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020」報告書公表
	4月	「タイ/ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル」の公表
令和4年	4月	IPA「組織における内部不正防止ガイドライン」第5版の公表
	5月	・「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」、「限定提供データに関する指針」（改訂版）、 「秘密情報の保護ハンドブック」（改訂版）の公表 ☞次頁参照 ・「シンガポール／韓国における営業秘密管理マニュアル」、 「営業秘密に関する欧米の法制度調査」の公表 ☞次頁参照

令和3年以降の主な事案

大手通信会社の高速通信規格「5G」に関する技術情報を不正に持ち出したとして、元従業員とその転職先の競合他社を提訴。退職時に持ち出した営業秘密の利用停止および廃棄等、ならびに約1,000億円の損害賠償請求権の一部として10億円の支払い等を求めている。（R3. 5）

電子通信機器の製造販売会社の元従業員が、光ファイバーに関する独自技術（光ファイバー接続面の測定器具の設計図面）を取引先の役員に漏らしたとして逮捕・送検（H30.10）開示先である香港に所在する企業（同社の取引先企業）の役員も、営業秘密を国外で使用したとして海外重罰規定を適用し、逮捕・送検（H30.12）元従業員に対して懲役1年4か月、罰金80万円（執行猶予3年）、取引先企業の役員に対して懲役1年、罰金60万円（執行猶予3年）の判決。（R3. 7）

回転すしチェーン親会社出身の同業大手社長が、退職後、元同僚から日次売り上げデータなどを数回受け取っていたとして、告訴。（R3. 7）

会計事務所に勤務していた事務職員が、PCに保存されていた顧客の財務や会計の情報10数点をUSBメモリにコピーし、事務所の営業秘密を得た疑いで逮捕。（R3. 7）

大手化学メーカーの自社技術である電子材料の製造工程に関する機密情報を中国企業に漏えいしたとして、元従業員を書類送検。（R2.10）その後、元従業員に懲役2年と罰金100万円、執行猶予4年の判決。（R3. 8）

生命保険の顧客情報を漏らした見返りに、保険代理店から商品券などを受け取ったとして、元社員と、保険代理店の役員らを逮捕（R3. 3）元社員に対して、懲役2年、執行猶予3年、追徴金約42万円の判決。（R3. 7）

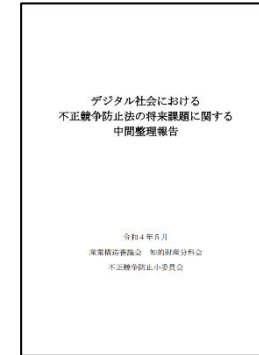
税理士法人で勤務していた税理士とアルバイトの2人を、顧客企業の財務情報や社員のマイナンバーなどの情報をハードディスクにコピーし、不正に持ち出したとして逮捕。（R4. 1）税理士に対して、不競法違反とマイナンバー法違反の罪で、罰金80万円の略式命令。（R4. 2）

独立開業を企図していた医師らが、勤務先の医療法人のPCを操作し、患者ファイルを電子記録媒体に保存し領得した疑いで検挙。（R3. 9）

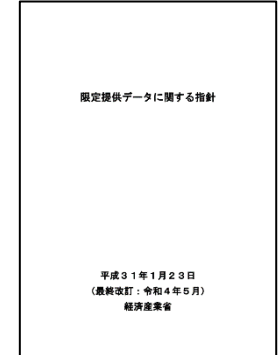
🍵 営業秘密を巡る新たな課題への対応 ～調査研究報告書等の公表～

デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告

- ✓ 直近の不競法改正（平成30年改正）以降、社会経済を取り巻く情勢（デジタル化へのシフト、A I の社会実装の進展、働き方の変容、技術・重要データの保全（海外流出防止）の一層の要請等）により、企業が直面する課題も多様化。
- ✓ 不正競争防止小委員会では、限定提供データ関連規律の見直し時期がまもなく到来することを念頭に、上述の社会情勢の変化も踏まえ、①データ利活用の更なる推進の視点、②技術・重要データの保全（海外流出の防止）の視点、③オープン・イノベーションの推進の視点を踏まえて、不競法を時代の要請に応じた適切な制度・運用とするための諸課題を検討。
- ✓ 令和3年12月から令和4年3月までに行われた、第12回から第16回の小委員会における議論内容を取りまとめ、各検討課題について、今後対応すべき事項を示した「中間整理報告」のほか、改訂版「限定提供データに関する指針」、改訂版「秘密情報の保護ハンドブック」を公表した。（令和4年5月）
- ✓ このうち、営業秘密に係る論点としては、①立証負担の軽減、②損害賠償額算定規定の見直し、③ライセンスの保護制度、④国際裁判管轄・準拠法、等について議論し、課題を整理。



▶ 報告書



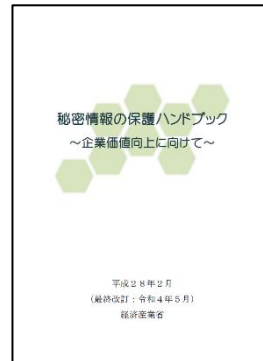
▶ 限定提供データ指針



秘密情報の保護ハンドブック（令和4年5月改訂版）

- ✓ 平成28年の策定以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂。
- ✓ 今次改訂の柱は以下の3点。
 - ①関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正
 - ②営業秘密・秘密情報を取り巻く「環境の変化」に伴う修正
 - ③「重要な秘密情報の多様性」への考慮・啓発に係る修正・明確化

☞ 詳細は次頁へ



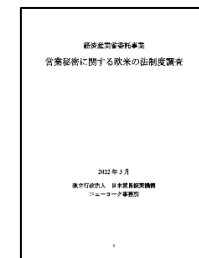
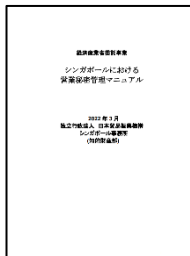
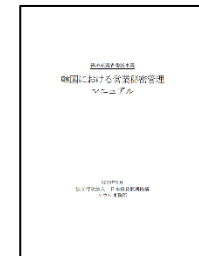
▶ ハンドブック



韓国・シンガポール・欧米における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 在外の日系中堅・中小企業を主なターゲットに、
 - ①現地専門家によるハンズオン支援と、
 - ②情報提供活動（各国の法制度や対策ポイントを踏まえた営業秘密マニュアルの作成 等）を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から実施。

- ✓ これまでに、以下のマニュアルを作成・公表。
 - ・ 中国における営業秘密管理マニュアル
 - ・ タイにおける営業秘密管理マニュアル
 - ・ ベトナムにおける営業秘密管理マニュアル
 - ・ 韓国における営業秘密管理マニュアル
 - ・ シンガポールにおける営業秘密管理マニュアル
 - ・ 営業秘密に関する欧米（※）の法制度調査（※）アメリカ、EU、ドイツ、イギリス



▶ マニュアル
※ページ下部、「各種報告書」へ





(参考) 改訂版・秘密情報の保護ハンドブックについて

- 平成28年の策定以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂。
- 啓発資料として産業界・関係団体に行き渡っていることから、構成・基本的内容については、既存のものを踏襲しつつ、以下の観点を踏まえて、ハンドブックの内容を補強・追記する方針で編集。

□ 関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正

- ハンドブック策定後の進展、例えば、「法制度見直し」に伴う修正として、①平成30年の不競法改正で追加された「限定提供データ」の保護、②令和2年・3年の個人情報保護法の改正等に関する記載を追加するほか、この間に発出・改訂された「各種ガイドライン」（「テレワークセキュリティガイドライン」（総務省）、「知的財産取引に関するガイドライン」（中小企業庁）、「組織における内部不正防止ガイドライン」（IPA）等）を反映。

□ 営業秘密・秘密情報を取りまく「環境の変化」に伴う修正

- テレワークの普及、雇用の流動化（転出元企業における雇用期間中・退職時の留意点、受入先企業における転職者の受入時の留意点）等の環境変化に合わせた情報漏えい・流出リスクについて記載の見直しを図るとともに、技術の進展を含む新たな対策やサプライチェーン間での情報の開示・共有に係る記載を追加。

□ 「重要な秘密情報の多様性」への考慮・啓発に係る修正・明確化

- ハンドブックが対象とする「秘密情報」について、営業秘密のほか、個人情報（個人情報保護法）、機微情報（外為法）等具体例を盛り込むことによって、対象の明確化・具体化を図る。
- 近年、特に海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏洩事件を踏まえ、典型的なパターンに整理して紹介（警察庁からの提供情報に基づきコラムを追加）。

< 改訂例 >

【第3章（3-3）】

- また、テレワークの実施に際しては、企業組織の外で業務を行う中で秘密情報を取り扱う可能性があり、秘密情報の漏えいリスクが高まると考えられることから、秘密情報の漏えい対策の強化が求められます。詳細については、総務省「テレワークセキュリティ対策第5版（令和3年5月）」¹⁶、IPA「組織における内部不正防止ガイドライン」¹⁷をご覧ください。社内の規程を周知して、従業員等の秘密情報の取扱い等についての理解を深めることは、それ自体が「秘密情報に対する認識向上」に資する対策となります。

【第3章（3-4）】

- サプライチェーン間での秘密情報の受け渡しの機会が増えていることから、秘密情報の受け渡しに関しては、重要度に合わせた組織内部での管理・取扱いの手順を定めるとともに、委託先等の取引先の関係者にこれを遵守させる必要があります。対策が脆弱な取引先から秘密情報が漏えいしないように、その対策状況を踏まえて提供する秘密情報の範囲を制限する、委託その他の契約時に合意した基準・規定に基づいて提供先（取引先）における遵守状況を監査できるようにするといったサプライチェーン対策を講じることが重要です。

【第1章（1-1）】

- さらに、企業にとって管理が必要とされる情報の種類も、企業の競争力の源泉として、法的保護を受ける前提として適切な管理が必要とされているものの管理の要否・内容について保有企業の判断に委ねられている営業秘密や限定提供データ（不正競争防止法）のほか、法律により保有企業に一定の管理が必要とされる個人情報（個人情報保護法）や安全保障貿易管理に関する技術情報（外為法）など多様化してきています。また、先端的な技術情報については、国内での競合企業による不正取得や退職者を通じた開示といった漏えい事案だけではなく、海外の企業や政府機関の関係者からの巧妙な接触を通じた漏えい事案も発生しており、競争力の維持の観点だけでなく、個々の企業の枠組みを超えた経済安全保障の視点からも、企業が保有する秘密情報・重要情報の意図しない流出を防止することは、重要な課題となってきています。

(参考) 営業秘密で困ったことがあれば・・・相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)

●営業秘密に関して相談したい

- ✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
- ✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…?

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、「営業秘密・知財戦略相談窓口」がごございます。

▶ [ポータルサイト](#)

▶ 相談窓口 [問い合わせフォーム](#)

E-mail: trade-secret@inpit.go.jp



●経営課題について、知的財産の側面から考えたい

- ✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
- ✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国47都道府県にある「知財総合支援窓口」は、地域密着型の相談窓口です。

▶ [知財ポータル](#)で詳しい支援内容や事例をご覧ください!

▶ まずはお電話ください! (0570-082-100)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。

※ご案内時間帯:平日8:30~17:15



◆ I P A ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

●コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

- ▶ まずは[H.P](#)から、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。



<関係資料等>

◆経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

●不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



◆営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】

●営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事および各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶ [バックナンバー](#)



不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-3752

E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp

公式Instagram『meti_chizai_official』

他の資料とは違った親しみやすい雰囲気で、各制度の解説、事例や支援策をご紹介します。ちょっとした息抜きにぜひ!

